事　務　連　絡
令和２年３月 25 日

各 ｛都道府県 / 保健所設置市 / 特別区｝ 衛生主管部局　御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

新型コロナウイルス感染症に対する検疫の強化について

今般、諸外国における新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、水際対策の強化として、令和２年３月 26 日午前０時以降に出発し、本邦に来航する飛行機又は船舶を対象とした検疫の強化を行い、米国等からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所での 14 日間の待機及び国内における公共交通機関の使用自粛を要請することとしております。

つきましては、14 日間の待機要請の対象国（※）に滞在していたことのみを理由として宿泊を拒むことはできません（旅館業法第５条）ので、その旨ご留意の上、関係者への周知を図るとともに、適切にご対応いただけるよう、ご指導方よろしくお願いいたします。

なお、令和２年３月 19 日付けの当課事務連絡は廃止します。

※対象国
アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、アイルランド、アンドラ、イラン、英国、エジプト、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコ、ルーマニア、中華人民共和国、大韓民国、アメリカ合衆国